第七十二条の二十九第一項及び第三項中「第四項」を「第五項」に改める。

第七十二条の四十一の二第一項中「法人」の下に「並びに同項第四号に掲げる事業を行う法人」を加える。

第七十二条の四十八第一項中「第七十二条の二十四の七第一項第一号若しくは第三号」を「第七十二条の二十四の七第一項第三号」に、「同条第五項」を「同条第六項」に、「同項第一号又は第三号」を「同項第三号」に改め、同条第三項第二号ロ中「含む。）」の下に「、同条第一項第十一号の二に規定する配電事業（第九項第一号及び第二号において「配電事業」という。）」を加え、同号ハ中「発電事業等」の下に「及び特定卸供給事業」を加え、同条第九項第一号中「又は送電事業」を「、送電事業又は配電事業」に、「及び送電事業」を「、送電事業及び配電事業」に改め、同項第二号中「送電事業」の下に「、配電事業」を加える。

第七十二条の四十八の二第五項中「更正前の第二十条の九の三第六項に規定する課税標準等又は税額等、当該」を削り、「同項に規定する課税標準等又は税額等」を「第二十条の九の三第六項に規定する課税標準等又は税額等、当該請求に係る更正前の納付すべき税額及び申告書又は修正申告書に記載すべきこの法律の規定による還付金の額に相当する税額」に改める。

第七十二条の七十六第一号中「第七十二条の二十四の七第八項」を「第七十二条の二十四の七第九項」に、「第四項」を「第五項」に改める。

第七百三十四条第四項中「第七十二条の二十四の七第八項」を「第七十二条の二十四の七第九項」に、「第四項まで」を「第五項まで」に改める。

附則第八条の五中「第七十二条の二十四の七第六項の」を「第七十二条の二十四の七第七項の」に、「第七十二条の二十四の七第六項に」を「第七十二条の二十四の七第七項に」に、「第七十二条の二十四の七第六項第一号」を「第七十二条の二十四の七第七項第一号」に改める。

附則第九条第十項中「規定するガス供給業」を「規定する導管ガス供給業及び同項第四号に規定する特定ガス供給業」に、「令和四年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改め、同条第十三項中「連結申告法人（」の下に「以下この項及び」を、「）を除く。）」の下に「並びに第七十二条の二第一項第四号に掲げる事業を行う法人（連結申告法人を除く。）」を加え、「平成三十年四月一日から令和五年三月三十一日まで」を「令和四年四月一日から令和六年三月三十一日まで」に、「第四十二条の十二の五第三項第五号」を「第四十二条の十二の五第三項第四号」に、「新規雇用者給与等支給額から」を「継続雇用者給与等支給額から」に、「同項第六号」を「同項第五号」に、「新規雇用者比較給与等支給額」を「継続雇用者比較給与等支給額」に、「百分の二」を「百分の三」に改め、「場合」の下に「（当該事業年度終了の時において、当該法人の資本金の額又は出資金の額が十億円以上であり、かつ、当該法人の同条第一項に規定する常時使用する従業員の数が千人以上である場合には、同条第三項第三号に規定する給与等の支給額の引上げの方針、下請中小企業振興法（昭和四十五年法律第百四十五号）第二条第四項に規定する下請事業者その他の取引先との適切な関係の構築の方針その他の政令で定める事項を公表している場合として政令で定める場合に限る。）」を加え、「同項第四号」を「租税特別措置法第四十二条の十二の五第三項第六号」に、「控除対象新規雇用者給与等支給額」を「控除対象雇用者給与等支給増加額」に改め、同条第十四項中「限る。）」の下に「並びに同項第四号に掲げる事業を行う法人（連結申告法人に限る。）」を加え、同条第十五項中「第十三項中「控除対象新規雇用者給与等支給額」とあるのは「控除対象雇用者給与等支給増加額」とあるのは「控除対象雇用者給与等支給増加額」に改め、同条第十六項中「これらの規定中」を「第十三項中「控除対象雇用者給与等支給増加額」とあるのは「控除対象雇用者給与等支給増加額に、同号イに規定する雇用者給与等支給額のうち第十六項に規定する事業税を課されない事業等以外の事業に係る額（以下この項において「特定雇用者給与等支給額」という。）（特定雇用者給与等支給額の計算が困難であるときは、政令で定めるところにより計算した金額をもつて、当該法人の特定雇用者給与等支給額とみなす。）を当該雇用者給与等支給額で除して計算した割合を乗じて計算した金額」と、第十四項中「とあるのは、」を「とあるのは」に改め、同条第十七項中「第十三項及び第十四項の規定による控除の対象となる控除対象雇用者給与等支給増加額又は第十四項の規定」を「第十三項の規定による控除の対象となる控除対象雇用者給与等支給増加額又は第十四項の規定」に改め、同条に次の一項を加える。

23　特定吸収分割会社（令和二年八月十三日においてガス事業法第二条第五項に規定する一般ガス導管事業（以下この項において「一般ガス導管事業」という。）の用に供する導管の総体としての規模が同法第五十四条の二に規定する政令で定める規模以上であることその他同条に規定する政令で定める要件に該当する同法第二条第六項に規定する一般ガス導管事業者であつた者であつて、同日から令和四年四月一日までの間（以下この項において「特定期間」という。）に会社法第七百五十七条の規定により吸収分割をする同法第七百五十八条第一号に規定する吸収分割会社をいう。以下この項において同じ。）又は特定吸収分割承継会社（特定期間内に同法第七百五十七条の規定により特定吸収分割会社からその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する会社であつて、ガス事業法第二条第二項に規定するガス小売事業、一般ガス導管事業又は同条第九項に規定するガス製造事業のいずれかを営む会社法第七百五十七条に規定する吸収分割承継会社（当該特定吸収分割会社がその設立の日から引き続き発行済株式の全部を有する株式会社に限る。）をいう。以下この項において同じ。）が、当該特定吸収分割承継会社との間で行う取引（特定吸収分割会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を二以上の特定吸収分割承継会社に承継させた場合には、それぞれの特定吸収分割承継会社との間で行う取引を含む。）のうち、ガスの安定供給の確保のため必要なものとして総務省令で定めるものを行う場合における第七十二条の十二第四号の各事業年度の収入金額は、令和四年四月一日から令和九年三月三十一日までの間に開始する各事業年度分の事業税に限り、第七十二条の二十四の二第一項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した収入金額から政令で定める金額を控除した金額による。

附則第九条の二中「同条第四項第二号」を「同条第五項第一号」に、「同条第五項」を「同条第六項」に、「前項第二号」を「前項第一号」に、「第七十二条の二十四の七第一項第一号若しくは第三号」を「第七十二条の二十四の七第一項第三号」に、「同項第一号又は第三号」を「同項第三号」に改める。

附則第九条の二の二第一項中「第四項まで」を「第五項まで」に改める。

（地方税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第五号）附則第十三条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法附則第一条第五号に掲げる規定による改正前の地方税法の一部改正）

第六条　地方税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第五号）附則第十三条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法附則第一条第五号に掲げる規定による改正前の地方税法の一部を次のように改正する。

第二十条の九の三第一項第一号中「又は」を「、又は」に改め、同条第三項中「更正前の課税標準等又は税額等、当該」を削り、「詳細」の下に「、当該請求に係る更正前の納付し、又は納入すべき税額及び申告書に記載すべきこの法律の規定による還付金の額に相当する税額」を加え、同条第六項中「納付し」を「納付し、」に改める。

附則第八条第十一項中「平成三十年四月一日から令和五年三月三十一日まで」を「令和四年四月一日から令和六年三月三十一日まで」に改め、同条第十三項中「令和五年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。

（地方税法等の一部を改正する法律の一部改正）

第七条　地方税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第五号）の一部を次のように改正する。

第二条のうち、地方税法第五十三条第十二項を同条第二十三項とし、同項の前に六項を加える改正規定（同条第十七項に係る部分に限る。）中「計算した金額」の下に「（同条第五項の規定の適用がある場合には、同項第一号に規定する場合における当該金額）」を加え、同改正規定（同条第十九項に係る部分に限る。）中「計算した金額」の下に「（同条第五項の規定の適用がある場合には、